

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年7月30日提出
【ファンド名】	U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし） U B S アセット・マネジメント株式会社
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目二番一号 O t e m a c h i O n e タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目二番一号 O t e m a c h i O n e タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）」、「UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）」、「UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）」および「UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）」（以下、上記を総称して、また各々を指して「当ファンド」といいます。）について信託の終了（繰上償還）を行う予定ですので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

2021年10月12日（予定）

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、外国投資信託である「UBS（HK）ファンド・シリーズ-チャイナ・ハイ・イールド・ボンド（USD）」（以下「投資先外国投資信託」といいます。）を主要投資対象としておりますが、今般、その運用会社であるUBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドより、当該ファンドの純資産総額はファンドの規定に定める運営に必要な額を下回っており、ポートフォリオの効率的な運用を継続することが困難であって、こうした状況は当該ファンドの投資家の利益を損なうものであるとの判断から2021年9月末をもって償還することを決定した旨の通知がありました。また、弊社としても、投資先外国投資信託の償還は当ファンドの償還条項に該当するため、当ファンドの信託契約第36条第2項の規定に従って信託契約を解約します。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2021年7月30日に委託会社のホームページ（www.ubs.com/japanfunds/）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。